## 特定類型該当性に関する誓約書に関する補足説明

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための 特定類型該当性に関する誓約書

東京都立産業技術大学院大学 学長殿

私は、貴学が「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成 4 年 1 2 月 2 1 日付け 4 貿局第 4 9 2 号。以下、「役務通達」という。)の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第 2 5 条第 1 項及び第 2 項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴学の法令遵守のため、役務通達の1(3)サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

私は、

- □ 以下の①に該当します。
- □ 以下の②に該当します。
- □ 以下の①及び②に該当します。
- □ 以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。

なお、将来的に特定類型該当性に変更が生じた場合にも届出を行います。

年 月 日

所属

役職

氏名

類型①に該当する場合にチェックしてください。

ご自身が、外国政府等又は外国法人等と雇用契約を結んでいる場合に該当します。

類型①には、ご自身又は本邦大学と外国法人・外国大学等との間で、ご自身に対する当該本邦大学の指示が外国法人・外国大学等よりも優先する旨が合意されている場合等は例外とされています。

類型②に該当する場合にチェックしてください。

ご自身が、外国政府等から多額の金銭等の経済的利益を受けている場合に該当します。 多額の金銭等とは、あなたの所得の 1/4 以上を占める利益をいいます。

ご自身が、類型①及び②のいずれにも該当する場合にチェックを入れてください。

ご自身が、類型①及び②にも該当しない場合は、チェックを 入れてください。

いずれにチェックをした場合でも、必ず氏名をご記載ください。